

第4章 標準仕様 1 建築（共用部分）の標準仕様

新		旧	
<p>1 建築（共用部分）の標準仕様</p> <p>2 共用廊下</p>	<p>(3)エアコン設置対策 エアコン室外機置場を共用廊下に設ける場合は、通行に支障のないようにすると共にエアコンドレン用排水溝を歩行に支障がないように設置する<u>か、エアコンドレン用排水管を設置すること。</u></p> <p><u>(6)共用廊下の庇</u> <u>最上階の共用廊下の軒の出は、共用廊下より長くすること。</u></p>	<p>1 建築（共用部分）の標準仕様</p> <p>2 共用廊下</p>	<p>(3)エアコン設置対策 エアコン室外機置場を共用廊下に設ける場合は、通行に支障のないようにすると共にエアコンドレン用排水溝を歩行に支障がないように設置する。</p> <p>記載無し</p>
<p>2 建築（専用部分）の標準仕様</p> <p>11 バルコニー</p>	<p><u>(6)バルコニーの雨水・排水対策</u> <u>最上階のバルコニーは、軒の出をバルコニーより長くすること。また、バルコニーに溜まる雨水やエアコンからの排水は、ドレンを設け縦樋に排水すること。</u></p>	<p>2 建築（専用部分）の標準仕様</p> <p>11 バルコニー</p>	<p>記載無し</p>